

○松本市外国人心身障害者特別給付金支給要綱

平成7年4月1日

告示第150号

改正 平成24年7月9日告示第399号

(目的)

第1条 この要綱は、年金制度の有する被保険者の資格等の理由により障害基礎年金等を受けることができない外国人心身障害者に対し、外国人心身障害者特別給付金（以下「特別給付金」という。）を支給することにより、外国人心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「外国人心身障害者」とは、日本の国籍を有しない者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 昭和57年1月1日（以下「基準日」という。）前に満20歳に達していたこと。
- (2) 基準日前に心身障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級若しくは2級のもの又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）により療育手帳の交付を受けた者で、その障害の程度がAのものという。）になったこと又は基準日以後に心身障害者となり、その障害の発生原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日が基準日前であったこと。

2 この要綱において、「障害基礎年金等」とは、国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金、昭和60年改正法第2条の規定による改正前の厚生年金保険法に規定する障害年金及び法律に基づき組織された共済組合の支給する障害共済年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第28条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付をいう。

(支給の要件)

第3条 特別給付金は、市内に居住する外国人心身障害者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下「受給資格者」という。）に予算の範囲内で支給する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に1年以上記録されていること。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による永住者の在留資格を有していること又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定による特別永住者の在留資格を有していること。
- (3) 障害基礎年金等を受けていないこと。

(受給資格の認定)

第4条 受給資格者は、特別給付金の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

(特別給付金の額)

第5条 特別給付金の額は、1人につき月額20,000円とする。

(支給期間及び方法)

第6条 特別給付金の支給は、受給資格者が第4条の規定による受給資格の認定を受けた日の属する月の翌月から始め、第11条第1項の規定による特別給付金の受給資格を喪失した日又は死亡した日の属する月で終わる。

2 特別給付金は、次の区分により支給する。

区分	期間	支払月
第1期	4月分から7月分まで	7月
第2期	8月分から11月分まで	11月
第3期	12月分から翌年3月分まで	3月

3 市長は、前項の規定にかかわらず、支給すべき理由が消滅したときは、支払月を繰り上げて支給することができる。

(認定の申請等)

第7条 特別給付金の受給資格の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市外国人身心障害者特別給付金受給資格認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 身体障害者手帳又は療育手帳の写し
- (3) 申請者に所得があるときは、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税額証明書等の書類

(4) 障害基礎年金等以外の公的年金を受給しているときは、現在の受給額が分かる書類

(5) その他市長が必要と認めたもの

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに受給資格の有無について審査し、松本市外国人身心障害者特別給付金受給資格認定（不認定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支給の停止）

第8条 特別給付金は、受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該該当した日の属する月の翌月から当該事由が消滅した日の属する月までは、その支給を停止する。ただし、第2号に該当する場合において、当該公的年金の月割り額が第5条に規定する特別給付金の月額に満たないときは、その差額を支給する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受給することとなったとき。

(2) 障害基礎年金等以外の公的年金を受給することとなったとき。

(3) 社会福祉施設への入所に係る措置（通所に係るものを除く。）が採られることとなったとき。

2 受給者の前年（申請が行われた日が1月1日から3月末までの間にある時は、前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じ、別表に定める額を超えたときは、4月から翌年の3月までは、その支給を停止する。

第9条 市長は、前条に定めるもののほか、受給者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は特別給付金の支給が著しく公益に反すると認められるときは、特別給付金を支給しないことができる。

(1) 正当な理由がなく、第13条の規定による報告又は必要な書類の提出を怠ったとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により、特別給付金を受給したとき。

（支給停止の通知）

第10条 市長は、前2条の規定により特別給付金の支給を停止するときは、松本市外国人身心障害者特別給付金支給停止通知書（様式第3号）によりその旨を受給者に通知するものとする。

(受給資格の喪失等)

第11条 受給者が、第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、当該至った日に受給資格を喪失する。

2 市長は、受給者が前項の規定により受給資格を喪失し、又は受給者が死亡し、これを確認したときは、松本市外国人心身障害者特別給付金受給資格喪失等通知書（様式第4号）によりその旨を受給者（受給者が死亡した場合にあっては、第14条第2項の規定により死亡した旨を届け出た者）に通知するものとする。

(受給者が死亡した場合の支給)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき特別給付金で、未支給のもの（以下「未支給特別給付金」という。）があるときは、次に掲げる遺族であつて、その者の死亡当時その者と生計を一にしていたものに未支給特別給付金を支給するものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 未支給特別給付金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。

3 第1項の規定により未支給特別給付金を受給しようとする者は、松本市外国人心身障害者特別給付金未支給特別給付金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、未支給特別給付金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者は、代表者を選任し、松本市外国人心身障害者特別給付金未支給特別給付金請求代表者選任届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りではない。

(現況の報告)

第13条 受給者は、受給資格の認定を受けた年度の翌年度以降において、その現況について、松本市外国人心身障害者特別給付金受給資格現況報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、毎年6月1日から同月30日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(変更の届出)

第14条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、松本市外国人身心障害者特別給付金受給資格変更届出書(様式第8号)を当該各号のいずれかに該当することとなった日から14日以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (3) 第8条第1項各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

2 受給者が死亡したときは、その者の親族又は同居者が、その死亡日から14日以内に前項の規定による変更届出書を市長に提出しなければならない。

(併給の禁止)

第15条 特別給付金は、松本市外国人高齢者特別給付金交付要綱(平成7年告示第149号)に基づく外国人高齢者特別給付金とは併給しないものとする。

(譲渡等の禁止)

第16条 受給者は、特別給付金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(特別給付金の返還)

第17条 市長は、偽りその他の不正な手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、既に支給した特別給付金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(備付書類)

第18条 市長は、松本市外国人身心障害者特別給付金受給資格認定(不認定)台帳(様式第9号)を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日において、第3条の受給資格者が、平成8年3月31日までに第7条第1項の規定による認定申請を行い、受給者となったときは、その者に対する特別給付金の支給は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成7年4月から始める。この場合において、当該受給者に対する平成7年4月から認定をした日の属する月までの特別給付金の

支給は、第6条第2項の規定にかかわらず、認定後速やかに行うものとする。

(効力)

- 3 この告示は、国民年金法の改正等により国において同様の措置が講じられた場合には、この告示のあり方について見直しを行うものとする。

附 則 (平成24年7月9日告示第399号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

(松本市外国人高齢者特別給付金支給要綱及び松本市外国人心身障害者特別給付金支給要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に本市の外国人登録原票に登録されていた者で、施行日に引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する第3条の規定による改正後の第3条第1号及び第4条の規定による改正後の第3条第1号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

別表 (第8条関係)

外国人心身障害者特別給付金所得制限限度額表

(単位 円)

控除対象配偶者等の数	受給者の総所得額
なし	3,100,000
1人	3,450,000
2人	3,800,000
3人	4,150,000
4人	4,500,000
5人	4,850,000
6人以上	4,850,000円に5人を超える数1人につき350,000円を加算した額
所得税法に規定する老人控除配偶者又は老人扶養親族がある者についての所得限度額は、上記の額に当該老人控除配偶者又は老人扶養親族1人につき60,000円を加算した額とする。	

様式第1号(第7条関係)

松本市外国人身心障害者特別給付金支給資格認定申請書

年 月 日

(あて先)松本市長

松本市外国人身心障害者特別給付金支給要綱第4条の規定に基づく支給資格の認定を受けたいので、同要綱第7条第1項の規定により申請します。

なお、松本市が申請事項について、調査を行うことに同意します。

申請者	フリガナ氏名	(日本名)			性別	男女
	住所	松本市	電話	—		
	生年月日	年 月 日(歳)				
	国籍		本市の外国人住民となった年月日	年 月 日		
永住資格及び取得年月日		資格		1有 2無	年 月 日取得	
障害名	1		2			
傷病発生日	年 月 日			年 月 日		
傷病原因の初診日	年 月 日			年 月 日		
身体障害者(療育)手帳の有無	1有 2無	等級	種 級			
身体障害者(療育)手帳の番号	第 号					
身体障害者(療育)手帳交付日	年 月 日					
公的年金受給の有無	1有	年金 年 月から受給			2無	
	年額 円					
生活保護受給の有無	1 受けている(年 月)		2 受けていない			
社会福祉施設入所の有無	1 有 (施設名)		2 無			
所得税課税の有無	1有 2無	控除対象配偶者の有無		1有 2無		
その他の扶養親族	人	前年(前々年)の所得額			円	
振込先金融機関名	銀行・信金・信組			支店 普通・当座		
	口座番号					

- (添付書類) 1 住民票の写し
 2 身体障害者手帳又は療育手帳の写し
 3 公的年金を受給している場合は、現在の受給額が分かる書類
 4 所得がある場合は、源泉徴収票又は市町村民税課税額証明書

様式第2号(第7条関係)

松本市外国人身心障害者特別給付金受給資格認定
(不認定)通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長



年 月 日付けで申請のあつた特別給付金の支給について、下記のとおり決定したので松本市外国人身心障害者特別給付金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

決定区分	1 認定 ・ 2 不認定		
氏 名 (日本名)		性 別	生 年 月 日
		男 ・ 女	年 月 日生
住 所			
認 定 年 月 日	平成 年 月 日	認定番号	
支 給 開 始 年 月	平成 年 月		
支 給 額	月額 円		
不 認 定 の 理 由	1 制度的無年金者でないため 2 本市の住民基本台帳に1年以上記録されていないため 3 ()の在留資格を有していないため 4 障害基礎年金等を受給しているため 5 その他()		

注)

- 1 住所、氏名等に変更があつたときは、直ちに届出してください。
- 2 生活保護、公的年金(月額 円以上)の受給又は、社会福祉施設に入所すると特別給付金は受給できませんので、受給又は入所に至つたときは届出をしてください。

様式第3号(第10条関係)

松本市外国人身心障害者特別給付金支給停止通知書							
第 年 月 日 号							
様							
松本市長 ㊟							
松本市外国人身心障害者特別給付金支給要綱第8条及び第9条の規定により外国人身心障害者特別給付金の支給を次のとおり停止しますので、同要綱第10条の規定により通知します。							
受給者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">認定番号</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">(日本名)</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>松本市</td> </tr> </table>	認定番号		氏名	(日本名)	住所	松本市
認定番号							
氏名	(日本名)						
住所	松本市						
停止理由	1 生活保護を受けているため 2 公的年金(月額 円以上)を受給しているため 3 社会福祉施設()に入所しているため 4 前年の所得額 円が制限額 円を超えているため 5 その他()						
停止期間	年 月から 年 月まで						
備考							

様式第4号(第11条関係)

松本市外国人心身障害者特別給付金受給資格喪失等通知書									
第 年 月 日 号									
様									
松本市長 ㊟									
次の者は、(受給資格の喪失・死亡)により外国人心身障害者特別給付金の支給を終了しますので、松本市外国人心身障害者特別給付金支給要綱第11条第2項の規定により通知します。									
受給者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">氏名</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">(日本名)</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">認定番号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	氏名	(日本名)	認定番号		住所			
氏名	(日本名)	認定番号							
住所									
受給資格喪失の内容	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">受給資格喪失死亡</td> </tr> </table>	年 月 日	受給資格喪失死亡						
年 月 日	受給資格喪失死亡								
支給の最終月	年 月分まで支給します。								
備考									

様式第5号(第12条関係)

松本市外国人身心障害者特別給付金未支給特別給付金請求書

年 月 日

(あて先)松本市長

未支給特別給付金を受けたいので松本市外国人身心障害者特別給付金支給要綱第12条第3項の規定により請求します。

請 求 者	フリガナ 氏 名				受給者との続柄
		① (日本名)			
	性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日	生
者 受 給 者	住 所				電 話
					—
請 求 額	氏 名				認 定 番 号
	死亡年月日	年 月 日			
請 求 額		円(年 月～ 年 月分)			
振 込 口 座	金融機関名	銀行・信金・信組			支店
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号		
	フリガナ 口座名義人				

受給者の死亡当時受給者と生計を同じくしていた者

配 偶 者	子	父 母	孫	祖 父 母	兄 弟 姉 妹
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

様式第6号(第12条関係)

松本市外国人身心障害者特別給付金未支給特別給付金
請求代表者選任届

年 月 日

(あて先)松本市長

住 所 _____

氏 名 ④
(日本名) _____

死亡した受給者
との続柄 _____

住 所 _____

氏 名 ④
(日本名) _____

死亡した受給者
との続柄 _____

受給者の死亡による未支給特別給付金の請求及び受領について、次の者を代表者として選任しましたので、松本市外国人身心障害者特別給付金支給要綱第12条第4項の規定により届け出ます。

代 表 者	フリガナ 氏 名 (日本名)			
	住 所			
	死亡した 受給者との 続 柄			
死 し 受 給 者	氏 名		認 定 番 号	
	住 所			

様式第7号(第13条関係)

松本市外国人心身障害者特別給付金資格現況報告書

年 月 日

(あて先)松本市長

松本市外国人心身障害者特別給付金支給要綱第13条の規定に基づき、住民票の写し等を添えて、次のとおり現況の報告をします。

認定番号		
フリガナ氏名	(日本名) ㊦	性別 男・女
生年月日	年 月 日生(歳)	
住 所	松本市	電 話
		—
前年の所得額	円	
生活保護受給の有無	1 有 (年 月 ~ 年 月)	
	2 無	
特別給付金受給後に公的年金を請求したことが	1 有 (年金)	
	2 無	
上記年金を請求した結果	1 却下された	
	2 まだ結果が出ていない	
	3 一時金として受けた	
給付金受給後に受給した公的年金の種類及び年金額	_____ 年金	
	年額 _____ 円	
社会福祉施設への入所の有無	1 有 (年 月から施設名)	
	2 無	

様式第9号(第18条関係)

松本市外国人身心障害者特別給付金受給資格認定(不認定)台帳

		申請年月日		年 月 日		認定番号				
受給者	氏名	フリガナ (日本名)				住所	松本市		電話	—
		フリガナ (日本名) (. . . 変更)					(. . . 変更)		電話	—
	フリガナ (日本名) (. . . 変更)				(. . . 変更)		(. . . 変更)		電話	—
生年月日		年 月 日	性別	男・女		国籍	本市の外国人住民となった年月日		年 月 日	
認定年月日	年 月 日		支給開始年月	年 月		永住資格取得年月日	年 月 日			
支給額	年額	円	資格喪失年月日	年 月 日		資格喪失理由	1死亡 2転出 3その他()			
. . . 改定	円	支給停止の状況	期間		理由					
. . . 改定	円		年 月 ~ 年 月							
. . . 改定	円		年 月 ~ 年 月							
. . . 改定	円		年 月 ~ 年 月							
. . . 改定	円		年 月 ~ 年 月							
所得状況等	年度区分	年度	年度	年度	年度	年度	障害名			
	前年の所得額	円	円	円	円	円	傷病発生日			
	公的年金の額	円	円	円	円	円	障害疾病等の初診日			
	控除対象配偶者	有・老・無	有・老・無	有・老・無	有・老・無	有・老・無	身障(療育)手帳の有無	1有 2無	等級 種 級	
	扶養親族数	人	人	人	人	人	身障(療育)手帳の番号	第 号		
振込口座	銀行 金庫 信組 支店 普・当 口座番号					身障(療育)手帳交付日				
	銀行 支店 普・当 口座番号 (. . . 変更)					公的年金受給の有無				
	銀行 支店 普・当 口座番号 (. . . 変更)					備考				

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第11条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第14条関係)

様式第9号 (第18条関係)